

○道路交通法施行細則実施規程

北海道警察本部告示第18号

平成2年4月9日

改正 平成2年8月1日北海道警察本部告示第41号、12月27日第69号、3年11月26日第50号、6年3月25日第16号、11月22日第73号、7年4月7日第23号、10月27日第55号、8年8月28日第63号、19年9月14日第125号、20年11月28日第300号、21年2月27日第59号、22年10月22日第369号、28年3月18日第144号、令和3年3月30日第178号、令和4年12月27日第562号

道路交通法施行細則第32条の規定に基づき、道路交通法施行細則実施規程を次のように定める。

道路交通法施行細則実施規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 交通規制適用除外指定車の標章（第2条―第3条）

第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出及び指定（第4条―第6条）

第4章 警察署長の通行許可（第7条）

第5章 スパイクタイヤ使用規制適用除外車の届出（第8条―第13条）

第6章 運転免許試験及び再試験（第14条―第16条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）の実施のための手続その他これらの法令の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 交通規制適用除外指定車の標章

（身体障害者等で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると公安委員会が認めるもの）

第2条 施行細則第3条の2第1項第5号エ(カ)の身体障害者等で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると公安委員会が認めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 施行細則第3条の2第1項第5号エ(ア)の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次のアからエまでに掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

ア 平衡機能障害 5級

イ 下肢不自由 5級

ウ 体幹不自由 5級

エ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障害 3級から5級までの各級

(2) 施行細則第3条の2第1項第5号エ(イ)の戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、下

肢不自由の状態が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度の第4項症に該当する障害を有するもの

（標章の有効期間）

第2条の2 施行細則第3条の2第4項の規定により交付する標章の有効期間は3年以内とする。

（標章の更新）

第3条 施行細則第3条の2第1項第3号カ並びに第5号ウ及びエの標章の有効期間の更新をする場合の手続は、施行細則第3条の2第2項及び第3項に定めるところによる。

第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出及び指定

（緊急自動車等の届出又は申請）

第4条 施行細則第8条第1項又は第8条の2第1項の規定による届出又は申請（以下この条及び次条において「届出又は申請」という。）をしようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（施行細則別記様式第9号）又は緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（施行細則別記様式第12号の2）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証（第9条及び第15条第2項第1号において「自動車検査証」という。）若しくは同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項（第15条第2項第1号において「自動車検査証記録事項」という。）が記載された書面又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証（第10条第1項第2号において「自動車検査証等」という。）の写し

(2) 届出又は申請に係る自動車の外見、塗色及び構造の概要を示す写真又は図面

2 前項に掲げる図書のほか、必要があると認めるときは、次に掲げる書類の添付を求めるものとする。

(1) 届出又は申請を行う自動車の使用者が令第13条第1項各号又は第14条の2各号の区分に応じ、当該各号に定める機関、団体その他の者又はこれらの者との間における契約により使用する者であることを疎明する書類

(2) 特別な構造又は装置を有する自動車であることを要する場合においては、構造又は装置の構造図その他の構造、性能等を示す図書

3 届出又は申請の時ににおいて運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会から第1項第1号に掲げる書類が得られない旨の届出又は申請をしようとする者の申出があった場合においては、第1項の規定にかかわらず、届出又は申請を受け付け、次条第1号から第3号までの基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認められる場合には、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出（指定申請）受付済証明書（別記第1号様式）を当該者に交付するものとする。この場合において、第1項第1号の書類が得られたときは、速やかに第1項各号の図書を提出させた後において次条第4号から第6号までの基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認められる場合には、次条に規定する届出確認書又は指定書を当該者に交付しなければならない。

（審査）

第5条 届出又は申請を受け付けたときは、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認められる場合には施行細則第8条第2項に規定する届出確認書又は第8条の2第2項に規定する指定書を交付するものとする。

- (1) 届出又は申請に係る自動車の使用者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令第13条第1項各号（第6号を除く。）に応じ、当該各号に定める機関、団体その他の者
 - イ 令第13条第1項第6号に規定する公益事業に係る公益事業者又は当該公益事業者との間において契約により使用する者
 - ウ 令第14条の2第1号に規定する使用者にあつては、道路の管理者若しくは都道府県警察又はこれらの行政機関との間における契約により使用する者
- (2) 届出又は申請に係る自動車の使用目的が、令第13条第1項各号又は第14条の2各号の区分に応じ、当該各号に掲げる使用目的に適合すること。
- (3) 届出又は申請に係る自動車が特別な構造又は装置を有するものであることを必要とする場合においては、当該特別な構造又は装置を有するものであること。
- (4) 緊急自動車については、警光灯、サイレン及び塗色が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の規定に適合していること。
- (5) 道路維持作業用自動車については、灯火が道路運送車両の保安基準第49条の2の規定に適合していること。
- (6) 前2号に掲げるもののほか、道路運送車両の保安基準に適合していること。

（記載事項の変更）

第6条 施行細則第8条第4項又は第8条の2第4項に規定する届出確認書又は指定書の記載事項の変更は、前条の規定により届出確認書又は指定書の交付を現に受けている自動車の使用者に係る住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称の変更をするものに限る。

第4章 警察署長の通行許可

（警察署長の通行許可）

第7条 法第8条第2項の規定による警察署長の通行許可に係る通行禁止道路通行許可申請書（施行規則別記様式第1の3）には、特に必要があると認められるときは、必要な図書を添付させるものとする。

- 2 前項の規定による通行許可の期間は、冠婚葬祭、引越しその他車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行するにつきやむを得ない事情が一時的なものについては、必要な期間を限って許可するものとする。ただし、当該やむを得ない事情が3年以上にわたると認められる場合については、通行禁止道路通行許可証（施行規則別記様式第1の3）の有効期間を3年とする。当該許可証の有効期間が満了した場合において、これを更新しようとする期間についても同様とする。
- 3 前項のやむを得ない事情について1日のうちの時間帯を限定することが可能なものについては、期間とは別に時間帯を許可条件として付するものとする。

第5章 スパイクタイヤ使用規制適用除外車の届出

（加工スパイクタイヤ）

第8条 施行細則第12条第3号に規定するスパイクタイヤには、市販のスノータイヤ等のタイヤに金属ピンその他の物を打ち込む等の加工を加えることにより道路を損耗するおそれがある金属ピンその他のものが突出した状態で接地部に固定されているタイヤが含まれる。

（レッカー車）

第9条 施行細則第12条第3号ケに規定する車両の移動を行うために必要な特別な構造又は装置

を有する自動車とは、故障した車両等を釣り上げて牽引し、及び移動するために必要なクレーンその他特別の構造又は装置及び機能を有する自動車（自動車検査証に記載された用途が特殊自動車である場合に限る。）をいう。

（適用除外車の届出等）

第10条 施行細則第12条第3号ケ又はコの規定により届出をしようとする者は、スパイクタイヤ使用規制適用除外車届出書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出しなければならない。

- (1) 施行細則第12条第3号ケ又はコに規定する業務に従事する者であることを証明し、又は疎明する書類
- (2) 自動車検査証等の写し
- (3) 届出に係る自動車等の外見及び塗色を示す写真
- (4) 施行細則第12条第3号ケに規定する者にあつては、車両の移動を行うために必要な特別の構造又は装置を有する自動車であることを示す図書

2 前項の規定による届出を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、届出に係る自動車等が施行細則第12条第3号ケ又はコに規定する自動車等としての要件を備えると認められる場合には、スパイクタイヤ使用規制適用除外車届出確認書（別記第3号様式。以下この章において「届出確認書」という。）を交付するものとする。

（届出確認書の記載事項の変更届等）

第11条 届出確認書の交付を受けた者は、届出確認書の記載事項に変更を生じたときは、届出確認書記載事項変更届書（別記第4号様式）に届出確認書を添えて、前条第1項に規定する警察署に提出しなければならない。

2 届出確認書の交付を受けた者は、届出確認書を亡失し、汚損し、又は破損したときは、届出確認書再交付申請書（別記第5号様式）により公安委員会に再交付を申請することができる。

3 前項の申請があつたときは、当該公安委員会は、速やかに確認の上、届出確認書を再交付するものとする。

（届出確認書の返納）

第12条 届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車等の用途を変更し、若しくは使用しなくなったとき、又は届出確認書の再交付を受けた後において亡失した届出確認書を発見し、若しくは回復したときは、速やかに当該届出確認書を公安委員会に返納しなければならない。

（届出確認書の備付け）

第13条 届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車等に届出確認書を備え付けておくようにするものとする。

2 届出に係る自動車等であることを証する標章（別記第6号様式）を掲出して当該自動車を運転する場合においては、届出確認書が備え付けられているものとみなす。

第6章 運転免許試験及び再試験

（運転免許試験）

第14条 施行細則第21条の5第7項の規定により大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験を実施しない期間においては、大型二輪免許及び普通二輪免許の適性試験及び学科試験に合格した者に係る技能試験の実施の日時及び場所の指定は保留するものとする。

(試験車の指定)

- 第15条 施行細則第21条の7第2項の規定により指定試験車管理機関の指定を受けようとする者は、必要な書類を添付した指定試験車管理機関指定申出書（別記第7号様式）により北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長又は方面本部の交通課長（次項において「主管課長」という。）を経由して申し出なければならない。
- 2 指定試験車管理機関は、施行細則第21条の7第3項の規定により、公安委員会の指定を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した試験車指定申請書（別記第8号様式）により主管課長を経由して申請しなければならない。
- (1) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し
- (2) 指定を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- 3 施行細則第21条の7第5項に規定する試験車の管理に関する規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 試験車の保守管理に関する事項
- (2) 試験車の点検整備に関する事項
- (3) 試験車の使用料の収納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、試験車の管理に関する事項
- 4 北海道警察本部交通部長又は方面本部長は、試験車の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定試験車管理機関に対し、試験車の管理に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 5 施行細則第21条の7第1項の規定により指定試験車管理機関の指定をしたときは、指定試験車管理機関指定書（別記第9号様式）を交付し、同条第7項の規定により指定試験車管理機関の指定を解除したときは、指定試験車管理機関指定解除通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(再試験)

- 第16条 第14条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第100条の2第1項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、同条中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と読み替えるものとする。
- 2 法第100条の2第4項の規定による再試験の通知は、再試験通知書（施行規則別記様式第17の2の2）に、再試験の実施の予定日時を明らかにした案内書を添えて行うものとする。
- 3 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る法第100条の2第4項の規定による再試験の通知は、施行細則第22条の2の規定により準用される第21条の5第7項に規定する期間においては、留保するものとする。
- 4 法第100条の3第1項の規定による公安委員会への試験移送通知書（施行規則別記様式第17の4）の送付は、書留郵便により行うものとする。この場合において、既に基準該当初心運転者に対し再試験に係る通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄には、「 年 月 日再試験通知発送済」と記載しておくものとする。

附 則

この告示は、平成2年6月1日から施行する。ただし、第5章の規定については、交付の日から施行する。

附 則〔平成2年北海道警察本部告示第41号抄〕

- 1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）の施行の日（平成2年9月1日）から施行する。

附 則〔平成2年北海道警察本部告示第69号〕

この告示は、平成3年1月1日から施行する。

附 則〔平成3年北海道警察本部告示第50号〕

この告示は、平成3年11月26日から施行する。

附 則〔平成6年北海道警察本部告示第16号〕

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年北海道警察本部告示第73号〕

この規程は、平成6年11月22日から施行する。

附 則〔平成7年北海道警察本部告示第23号〕

- 1 この規程は、平成7年4月7日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の道路交通法施行細則実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則〔平成7年北海道警察本部告示第55号〕

この規程は、平成7年10月30日から施行する。

附 則〔平成8年北海道警察本部告示第63号〕

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則〔平成19年北海道警察本部告示第125号〕

- 1 この規程は、平成19年9月14日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の道路交通法施行細則実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則〔平成20年北海道警察本部告示第300号〕

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則〔平成21年北海道警察本部告示第59号〕

この規程は、平成21年2月27日から施行する。

附 則〔平成22年北海道警察本部告示第369号〕

この規程は、平成22年10月22日から施行する。

附 則〔平成28年北海道警察本部告示第144号〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年北海道警察本部告示第178号〕

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則実施規程、第2条の規定による改正前の取消処分者講習実施規程、第3条の規定による改正前の初心運転者講習実施規程、第4条の規定による改正前の安全運転管理者等講習実施規程、第5条の規定による改正前の原付講習実施規程、第6条の規定による改正前の更新時講習実施規程、第7条の規定による改正前の特定任意講習実施規程、第8条の規定による改正前の違反者講習実施規程、第9条の規定による改正前の停止処分者講習実施規程、第10条の規定による改正前の高齢者講習実施規程、第11条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程及び第12条の規定によ

る改正前の免許取得時講習実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加え、当分の間これを使用することができる。

附 則〔令和4年北海道警察本部告示第562号〕

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

※ 別記様式は省略